

第五十六号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「を含む。以下同じ。」の下に「又はパートナ―シップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

パートナ―シップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、深夜勤務に関する規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。